

酒広組監発第27号
令和7年1月28日

酒田地区広域行政組合
管理者 酒田市長 矢口明子様

酒田地区広域行政組合
監査委員 大石 薫

監査委員 石川 武利

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
酒田地区広域行政組合 事務局	10月31日	12月2日～ 1月28日	12月26日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

酒田地区広域行政組合 事務局

注意事項

【事務事業】

○事務決裁規程に違反しているもの

物品購入に係る入札施行伺・契約伺の決裁者は、酒田地区広域行政組合事務決裁規程第 2 条及び第 3 条の規定により、予定価格の額に応じて区分されている。予定価格 1 件 2,000 万円を超えている場合、本来、決裁者は管理者であるが、確認した契約は副管理者の決裁で手続が進められていた。

議会の議決に付され可決されているが、管理者の決裁を得ずに契約を締結したことは不適切である。酒田地区広域行政組合事務決裁規程にのっとり適切な事務執行を行うこと。

【確認した契約】

- ・高度救命処置用資機材・高度管理医療機器の購入
- ・業務用パソコンの購入
- ・高規格救急自動車の購入
- ・消防ポンプ自動車の購入

【参考】

○酒田地区広域行政組合事務決裁規程

	管理者	副管理者	事務局長又は消防長	管理課長又は総務 警防課長
物品購入依頼	予定価格 1 件 2,000 万超	予定価格 1 件 500 万 超え 2,000 万以下		予定価格 1 件 80 万 超え 500 万以下
施行の決定	予定価格 1 件 2,000 万超	予定価格 1 件 1,000 万超え 2,000 万以下	予定価格 1 件 200 万 超え 1,000 万以下	予定価格 1 件 200 万円以下
契約の締結	予定価格 1 件 2,000 万超	予定価格 1 件 1,000 万超え 2,000 万以下	予定価格 1 件 200 万 超え 1,000 万以下	予定価格 1 件 200 万円以下

【契約】

○契約書の引用条項が誤っているもの

酒田地区広域行政組合契約に関する規則第 2 条では、「契約に関しては、法令、条例及び別に定めあるもののほか、酒田市契約規則(平成 17 年酒田市規則第 58 号)を準用する。」としている。酒田市の契約書各書式は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、引用条項を変更していたが、変更前の書式で作成されている契約書があった。そのため、契約書の「談合等に係る契約解除」の引用条項に辻褄が合わない部分があった。

内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。

【確認した契約書】

- ・最終処分場浸出水処理施設維持管理業務委託【長期継続契約】(R6. 4. 1～R10. 3. 31)
- ・し尿中継業務委託 (R6. 4. 1～R7. 3. 31)

- ・リサイクルセンター緑地管理業務委託（R6. 4. 1～R7. 3. 31）
- ・最終処分場緑地管理業務委託（R6. 4. 1～R7. 3. 31）
- ・し尿処理施設反応槽ほか清掃点検業務委託（R6. 9. 13～R7. 2. 14）
- ・職員研修業務委託（ハラスメント防止研修）（R6. 1. 19～R6. 3. 31）
- ・12 誘導心電図伝送システム用アプリケーションスクナ利用契約【長期継続契約】
（R6. 4. 1～R11. 3. 31）
- ・Wi-Fi 環境整備業務委託（R6. 5. 30～R6. 11. 30）
- ・電子メールによるメンタルヘルス相談窓口業務委託（R6. 4. 1～R7. 3. 31）
- ・カラー複合機賃貸借（総務警防課設置分）（R6. 4. 1～R7. 3. 31）
- ・消防 0A 系ネットワーク用ファイアウォール保守業務委託（R6. 4. 1～R7. 3. 31）

○契約書及び仕様書に必要事項の記載不備があったもの

酒田地区広域行政組合契約に関する規則第 2 条では、「契約に関しては、法令、条例及び別に定めあるもののほか、酒田市契約規則(平成 17 年酒田市規則第 58 号)を準用する。」としている。長期継続契約の場合、仕様書及び契約書に「地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約」であること「翌年度以降の予算が減額等された場合の対応（解除条項）」を記載するようにと契約検査課で通知しているが、防災設備保守点検業務委託（消防本部・消防署）【長期継続契約】（委託期間：R6. 4. 1～R9. 3. 31）では仕様書及び契約書に記載がなかった。

次回の契約事務手続では遺漏のないようにすること。